

議案第41号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雜則（第204条）  
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第24条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防

止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に

支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該隨時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、隨時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが隨時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する隨時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、隨時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第51条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

#### (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条」を「第33条の2」に、「第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の8第3項を削る。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者

等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第60条の17第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。)。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える」を「読み替える」に改める。

第60条の20の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条

の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「及び第 60 条の 13 第 3 項」を「、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 60 条の 22 中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 60 条の 34 中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

#### (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 60 条の 36 第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第 60 条の 38 中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「第 35 条中」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 65 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 66 条第 2 項中「第 83 条第 7 項」の次に「、第 111 条第 9 項」を加える。

第 67 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の次に「とし、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるもの」を加える。

第 70 条第 3 項を削る。

第 74 条第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を、「する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 35 条中」を「第 35 条第 1 項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と

あるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第83条第6項の表(1)の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表(2)の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第92条第3項を削る。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1

号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ

するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書きを次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第159条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）

が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたとき(に限る。)。

第159条第11項中「サービス担当者会議」の次に「(第6項後段に規定する方法によるものを含む。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の

2」を、「する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改める。

第181条第2項第1号イを次のように改める。

イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

第183条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第10項を削り、第11項を第10項とする。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

#### (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改める。

第197条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第

41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に、「第60条の13中」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第10章 雜則

### (電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (運営規程に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第32条、第56条、第60条の12（新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新条例第203条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定

の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

11 当分の間、新条例第181条第2項第1号イの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

12 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第2項第1号イ後段の基準によって設置されているものについては、

なお従前の例による。

議案第42号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雜則（第92条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項を削る。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の次に「とし、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるもの」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

#### (業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなけ

れば」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催すること

ができるものとする（利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第45条第6項の表(1)の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表(2)の項中「同じ。」の次に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第29条、」の次に「第29条の2、」を加え、「第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条及び第40条」を「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第29条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条」を「第

「33条第1項」に、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第71条第2項を削る。

第72条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が、」に改め、「除く。」をいうの次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生

活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

#### (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第27条、」の次に「第29条の2、」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、「する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条」を「第33条第1項」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

#### (1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価  
本則に次の1章を加える。

### 第5章 雜則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （運営規程に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

##### （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項（新条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

##### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第38条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

附則第6条を附則第7条とし、附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第6条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）

第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第15条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の年度分の保険料の保険料率については、なお従前の例による。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大津市和邇中94番地の1」を「大津市和邇高城12番地」に改める。

別表第1項第2号の表を次のように改める。

室名	金額
第1会議室	1時間につき 290円
第2会議室	1時間につき 290円
第3会議室	1時間につき 290円
第4会議室	1時間につき 290円
第5会議室	1時間につき 290円
和室	1時間につき 180円
調理実習室	1時間につき 290円

別表第1項第13号の表中会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部  
を改正する条例

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第26条 この条例の規定は、移動することができるよう設計された産業廃棄物処理施設であつて規則で定めるものについては、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第26条の規定にかかわらず、同条の産業廃棄物処理施設のうち、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項（同条例第19条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書が提出されているものについては、なお従前の例による。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次項及び次条第1項において」を「以下」に改め、同条第2項中「次条及び第10条において」を「以下」に改める。

第9条第3項中「次項」の次に「及び次条第2項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（意見の調整）

第9条の2 市長は、事業区域及びその周辺地域（以下「関係地域」という。）の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について周辺住民等と抑制区域内申請予定者との間の意見の調整を行うことができる。

2 市長は、前項の調整を行うときは、前条第2項の意見及び見解書の内容に十分配慮しなければならない。

第10条第1項中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（紛争の自主的解決）

第10条の2 周辺住民等及び申請予定者（第13条第3項において準用する第11条の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、相互の立場を尊重し、紛争（特定事業の実施に伴い、関係地域に生じるお

それのある防災上又は良好な自然環境等の保全上の支障に関して、周辺住民等と申請予定者との間で生じる争いをいう。以下同じ。) が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(あっせん)

第10条の3 周辺住民等又は申請予定者は、紛争が自主的な解決に至らなかつたときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打切り)

第10条の4 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるとときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

第12条第1項第2号イ中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改める。

第13条第3項中「前条まで」を「第10条まで及び前2条」に、「及び第10条」を「から第10条まで」に、「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会)

第22条の2 紛争の自主的な解決を図るために必要な事項を調査審議するため、本市に大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に定める事項を調査審議するほか、第10条の3第3項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることがある。

7 前各項に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第8条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議が開始されている特定事業については、なお従前の例による。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第10条第1項から第3項までの規定中「市営住宅の」を削り、同条第5項中「市営住宅の入居決定者」を「入居決定者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「市営住宅の入居決定者」を「入居決定者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる入居決定者が次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が適当と認める者と保証委託契約(家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる債務の保証を入居者が委託することを内容とする契約をいう。)を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができます。

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

(2) 家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)第2条第2項に規定する家賃債務保証業者

第17条第1項及び第40条中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた市営住宅の入居の申込みに係る入居の手続を行う者が提出する請書の連帯保証人の連署については、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第48号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「115メートル以下及び字西山の一部」を「160メートル以下」に改める。

附 則

この条例は、企業局管理規程で定める日から施行する。

議案第49号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部伊香立幼稚園の項を削り、同部真野北幼稚園の項中「真野北幼稚園」を「伊香立・真野北幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 50 号

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 2 月 22 日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 40 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下」の次に「別表 1 を除き、」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(団員の種類)

第 2 条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、市長が指定する特定の消防事務に従事する団員とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(定員)

第 2 条の 2 団員の定数は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 基本団員 1,293 人

(2) 機能別団員 20 人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）

以下「政令」という。）第4条第1項第1号の条例定員は、前項各号に定める数を合計した数とする。

3 政令第4条第3項の条例定員は、第1項第1号に定める数とする。

第3条中「推せん」を「推薦」に改め、同条第1号中「又は勤務」を「通勤し、又は通学」に改める。

第8条の見出しを「（不在の届出）」に改め、同条中「当該消防団の管轄区域」を「10日（分団長以上の者にあっては、2日）以上居住地」に、「次の各号の区分により、団長は」を「団長にあっては」に、「分団長は」を「分団長及び機能別団員にあっては」に、「その他の団員は分団長に」を「基本団員にあっては分団長に、それぞれ」に改め、同条各号を削る。

別表1を次のように改める。

別表1（第11条関係）

種類	区分	金額
基本団員	団長	年額 91,000円
	副団長	年額 67,500円
	分団長	年額 50,000円
	副分団長	年額 38,500円
	部長	年額 27,500円
	班長	年額 24,000円
	団員	年額 21,000円
機能別団員	団員	年額 5,000円

（大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第43号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「のもの」の次に「（大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第51号）第2条第1項に規定する基本団員に限る。以下「非常勤消防団員」という。）」を加え、「場合には」を「場合にあっては」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第51号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津市民会館
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地  
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津市立大津公民館
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地  
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 契約金額 12,000,000円を上限とする額
- 2 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約の相手方 神戸市北区花山中尾台2丁目3番地の6

公認会計士 金 志煥

議案第54号

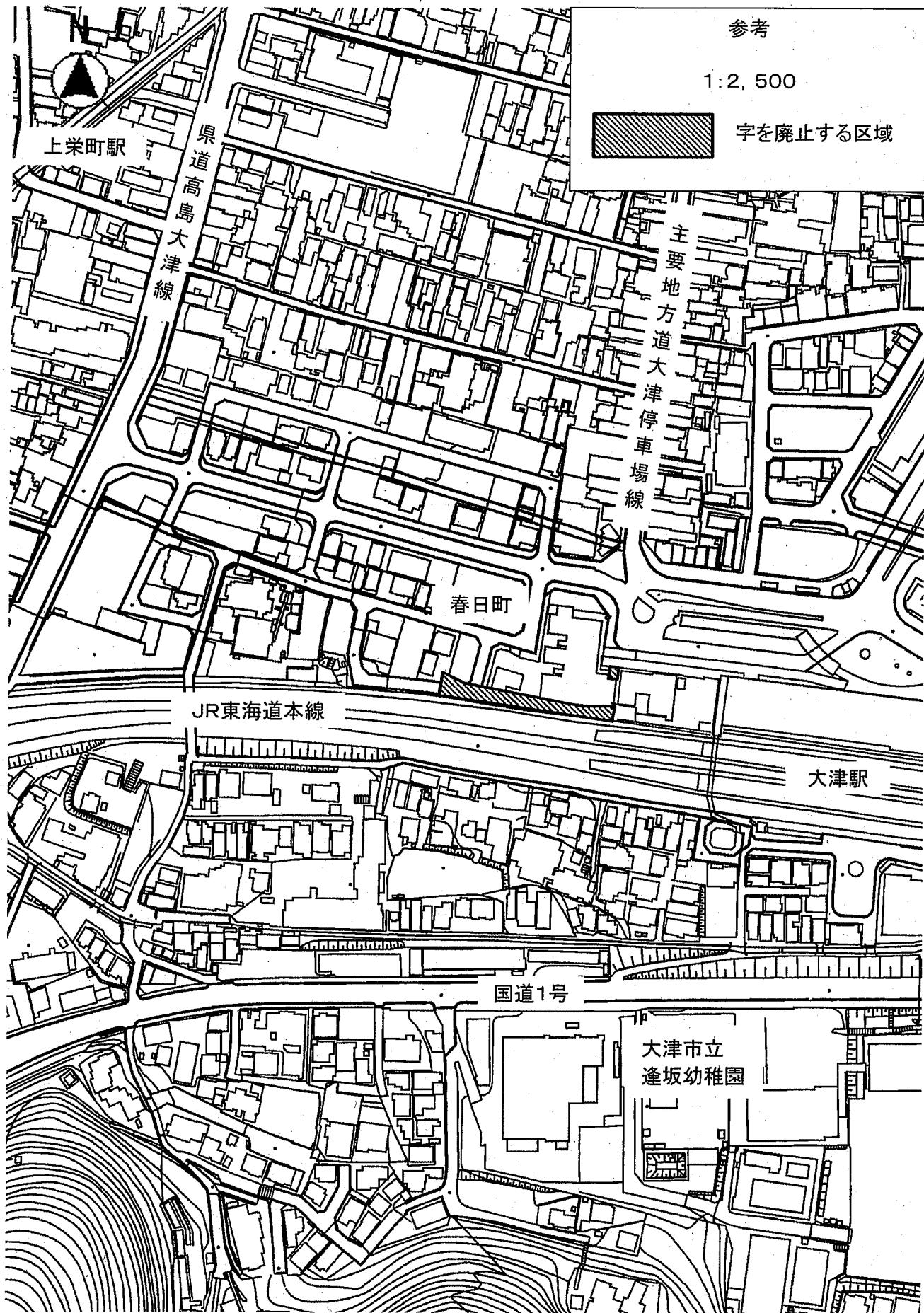
字の廃止について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業に係る同法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、春日町における次の字を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

字	地番
大石	95の3
上野	170の32、170の33



議案第55号

町の区域変更に係る区域の変更について

平成26年3月14日に市議会の議決（議案第69号）を経た土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業に係る町の区域変更に係る区域を次のように変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

1 変更内容

表中「48、48の1、49、49の1、50の一部、50の1の一部」を「48の一部、48の1の一部、49の一部、50の一部」に変更する。

2 変更する理由

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の換地計画との整合を図る必要が生じたため

